

令和6年度

徳島市中小企業 販路拡大支援事業補助金のご案内

【対象者】本市内に本社があり（1年以上）、製造業を営む中小企業者のうち、販路拡大したい製品及び販路拡大にあたって必要となる支援内容が明確である者。製品の開発・製造の主たる工程が、自社の事業所に整っていない場合は、対象外。

【補助金額等】補助率は、いずれも1/2（ただし、取組内容ごとの限度額を上限とする）。
また、複数のメニューに申し込む場合、合算した上限額を70万円とする。

【対象期間】令和7年2月28日（金）まで。

【募集期間】令和7年1月31日（金）まで。ただし、予算額に達し次第終了。

海外販路拡大事業

海外市場への販路拡大を図るために必要な市場調査、特許出願・商標登録等知的財産権取得、越境ECモール出店、越境ECサイト構築に係る経費を補助。

対象経費	◆海外市場調査業務委託料 ◆海外での知的財産権取得に係る経費（先行調査委託料、出願手数料、代理人委託料等） ◆越境ECモール新規出店費用、越境ECサイト新規構築費 等
限度額	50万円

展示会等出展事業

首都圏や関西圏、海外で開催される販売を主目的としない展示会等（オンライン含む※注）への参加経費を補助。

※原則、販売を伴う展示会等への出店は対象外ですが、販売を一部含む展示会について、対象経費と限度額を制限し、対象事業とみなしますの
で、事前に問い合わせ下さい。

対象経費	◆出展料（小間代）◆小間装飾代 ◆運搬費 ◆通訳費 ◆交通費、宿泊費 ◆商談・ 展示指導・助言業務委託料 ◆リモートによるプレゼンテーション機器等レンタル料等
限度額	30万円 ※国内のみの場合 50万円 ※海外ありの場合

※注 オンライン展示会等は、従来対面展示会で開催されていた展示会がオンラインで開催されるものに限る。

製品開発・改良事業

市場のニーズに合った製品とするために行う新製品の開発・既存製品の改良費用を補助。

対象経費	◆技術等指導・助言業務委託料 ◆原材料、副資材費 ◆機械装置、工具器具のリース、 レンタル料 ◆外注・委託費（性能検査等） ◆デザイン製作業務委託料 等
限度額	30万円 50万円 ※外部専門家委託又は専門機関との共同研究を行う場合 70万円 ※外部専門家委託と専門機関との共同研究の両方を行う場合

IT導入支援事業

販路拡大を図るために必要な営業支援のデジタル化促進に係る経費を補助。※新規導入に限る。

対象経費	◆ソフトウェア導入費 ◆クラウドサービス導入費、利用料
限度額	30万円

《問い合わせ先・申請窓口》

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所 経済部 経済政策課

T E L : 088-621-5225

E-mail : keizai_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

本補助金の詳細については、
徳島市HP 又はQRコードを読み取ってご確認下さい。

